

甲子園短期大学収容定員関係学則変更届出書

令和3年12月1日

文部科学大臣 殿

学校法人甲子園学院

理事長 久米 知子

このたび、甲子園短期大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

目 次

- 1 基本計画書
- 2 校地校舎等の図面
- 3 学則
- 4 意思の決定を証する書類
- 5 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 6 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 7 教員名簿〔学長の氏名等〕

基本計画書									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		短期大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ 設置者		ガッコウセキジエン コウシエンガクイン 学校法人 甲子園学院							
フリガナ 大学の名称		コウシエンガク イガク 甲子園短期大学（Koshien Junior College）							
大学本部の位置		兵庫県西宮市瓦林町4番25号							
大学の目的		広い一般教養、専門的知識と技能を授け、専門の職業に従事し社会の発展に貢献できる人材を育成す							
新設学部等の目的		1. 生活環境学科の定員変更 「生活環境学科」は、豊かで安全・快適な生活を創造し維持できる人材の養成を目的としたライフキャリアフィールドと、介護福祉の専門的な知識と技能を生かした業務に従事する人材の養成を目的とした介護福祉フィールドから成り、介護福祉士の養成課程を有する短大として多くの人材を社会に送り出してきたが、昨今の18歳人口の減少に伴い入学定員を割り込むことが多くなったため、実態に合わせて入学定員を現在の80名から30名（介護福祉士養成課程は各学年40名から20名）に変更する。 2. 幼児教育保育学科の定員変更 「幼児教育保育学科」は、保育士養成施設及び幼稚園教諭二種免許の教職課程を有する短大として多くの人材を社会に送り出してきたが、昨今の18歳人口の減少に伴い入学定員を割り込むことが多くなったため、実態に合わせて入学定員を現在の80名から40名に変更する。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	生活環境学科 【Department of Life Environment】	2年	30人 (80)	—	60人 (160)	短期大学士（生活環境学） 【Associate Degree of Life Environment】	令和4年4月第1年次	兵庫県西宮市瓦林町4番25号	
	幼児教育保育学科 【Department of Child Care and Pre School Education】	2年	40人 (80)	—	80人 (160)	短期大学士（幼児教育保育学） 【Associate Degree of Child Care and Pre School Education】	令和4年4月第1年次	同上	
	計		—	—	—				
同一設置者内における変更状況 （定員の移行、名称の変更等）		なし							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等						兼任教員等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	生活環境学科	人 4 (4)	人 1 (1)	人 3 (3)	人 1 (1)	人 9 (9)	人 1 (1)	人 — (—)
		幼児教育保育学科	4 (4)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	10 (10)	— (—)	— (—)
		計	8 (8)	5 (5)	4 (4)	2 (2)	19 (19)	1 (1)	— (—)
	合計		8 (8)	5 (5)	4 (4)	2 (2)	19 (19)	1 (1)	— (—)
	既設分	なし	人 — (—)	人 — (—)	人 — (—)	人 — (—)	人 — (—)	人 — (—)	人 — (—)
		計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計		8 (8)	5 (5)	4 (4)	2 (2)	19 (19)	1 (1)	— (—)	

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計				
	事 務 職 員		人 8 (8)	人 0 (0)	人 8 (8)				
	技 術 職 員		1 (1)	1 (1)	2 (2)				
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	0 (0)	1 (1)				
	そ の 他 の 職 員		1 (1)	0 (0)	1 (1)				
	計		11 (11)	1 (1)	12 (12)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	5,080 m ²	0 m ²	0 m ²	5,080 m ²				
	運 動 場 用 地	11,818 m ²	0 m ²	0 m ²	11,818 m ²				
	小 計	16,898 m ²	0 m ²	0 m ²	16,898 m ²				
	そ の 他	2,263 m ²	0 m ²	0 m ²	2,263 m ²				
	合 計	19,162 m ²	0 m ²	0 m ²	19,162 m ²				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		11,665 m ² (11,665 m ²)	135 m ² (135 m ²)	541 m ² (541 m ²)	12,342 m ² (12,342 m ²)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数					
				室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
	計	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
図書館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数				
		m ²							
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
		m ²							
経費の 見積り 及び維持 方法の 概要	経費 の見 積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等	300千円	300千円	300千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
		共同研究費等	2,000千円	2,000千円	2,000千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
		図書購入費	2,000千円	2,000千円	2,000千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
		設備購入費	7,000千円	7,000千円	7,000千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
	学生1人当り	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	納付金	1,066千円	1,066千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入 等						

既設大学等の状況	大学の名称	甲子園大学							
	学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	定員 超過率	開設 年度	所在地
	【大学院】	年	人	年次 人	人		倍		兵庫県 宝塚市紅葉ガ丘 10番1号
	・栄養学研究科								
	食品栄養学専攻博士前期課程	2	6	—	12	修士（栄養学）	0.16	平成4年 度	
	食品栄養学専攻博士後期課程	3	2	—	6	博士（栄養学）	0.00	平成14 年度	
	・心理学研究科								
	心理学専攻博士前期課程	2	8	—	16	修士（心理学）	0.75	平成13 年度	
	心理学専攻博士後期課程	3	2	—	6	博士（心理学）	0.16	平成13 年度	
	【学部】								
	・栄養学部								
	栄養学科	4	120	—	480	学士（栄養学）	0.37	昭和42 年度	
	フードデザイン学科	4	80	—	320	学士（フードデ ザイン学）	0.16	平成20 年度	
	・心理学部								
	現代応用心理学科	4	60	—	240	学士（心理学）	0.99	平成9年 度	
大学の名称	甲子園短期大学								
学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	定員 超過率	開設 年度	所在地	
	年	人	年次 人	人		倍			
生活環境学科	2	80	—	160	短期大学士（生 活環境学）	0.21	昭和39 年度	兵庫県西宮市瓦 林町4番25号	
幼児教育保育学科	2	80	—	160	短期大学士（幼 児教育保育学）	0.31	昭和42 年度		
附属施設の概要		名 称：学生寮 目 的：寄宿舎 所 在 地：兵庫県西宮市天道町31番地 設置年月：平成6年3月 規 模 等：土地1,075㎡							
		名 称：生活実習ハウス 目 的：介護実習と生活訓練 所 在 地：兵庫県西宮市瓦林町82番地 設置年月：平成9年3月 規 模 等：土地884㎡							
		名 称：園芸実習場 目 的：園芸実習と研究 所 在 地：兵庫県西宮市瓦林町80番地 設置年月：平成15年12月 規 模 等：土地568㎡							

（注）

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

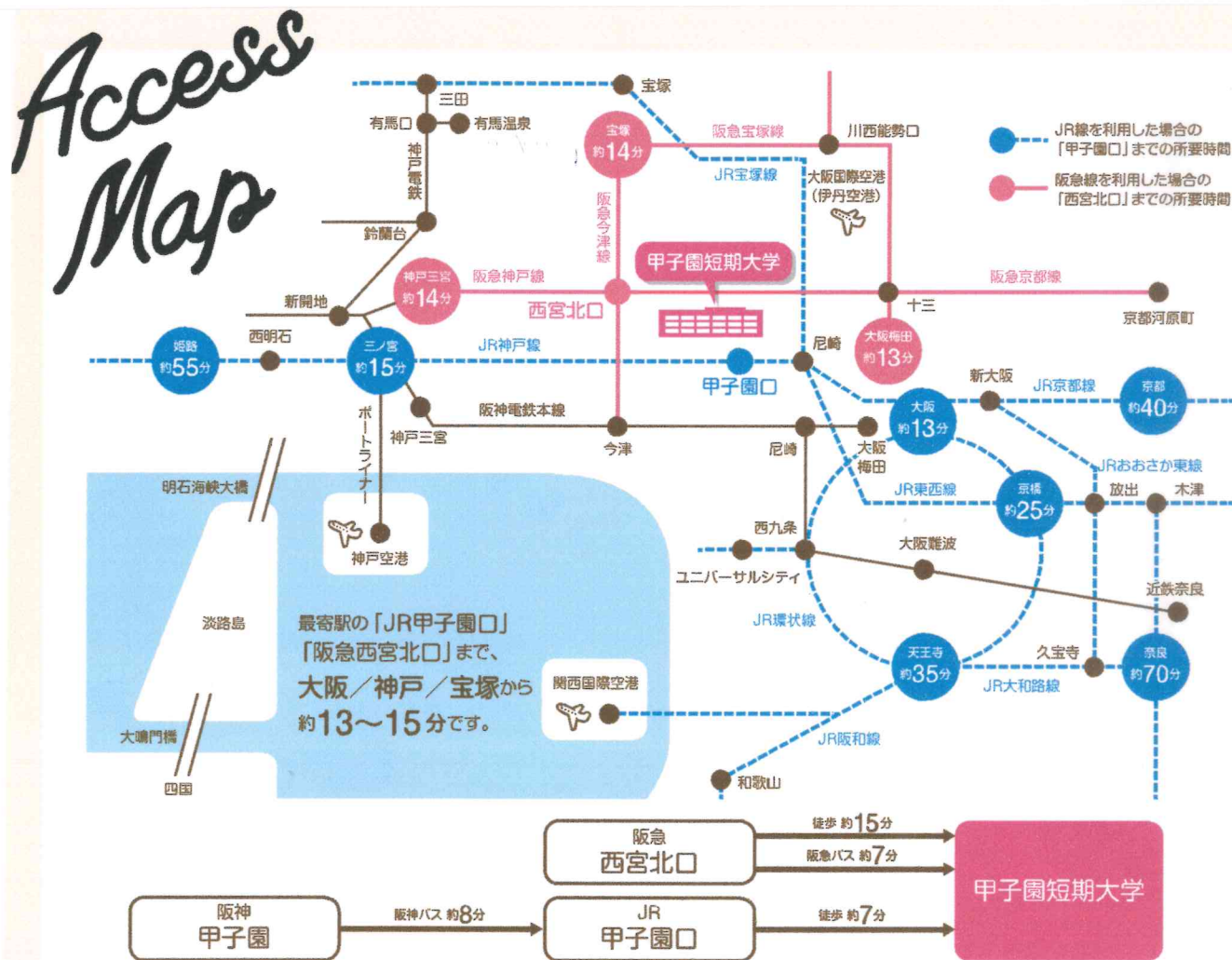
2 校地校舎等の図面

(1) 都道府県内における位置関係の図面



2 校地校舎等の図面

(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



最寄駅		距離	交通機関等
阪急電車	西宮北口駅から	1,000m	徒歩 約15分 阪急バス 約7分
J R	甲子園口駅から	500m	徒歩 約7分

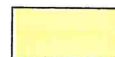


2 校地校舎等の図面

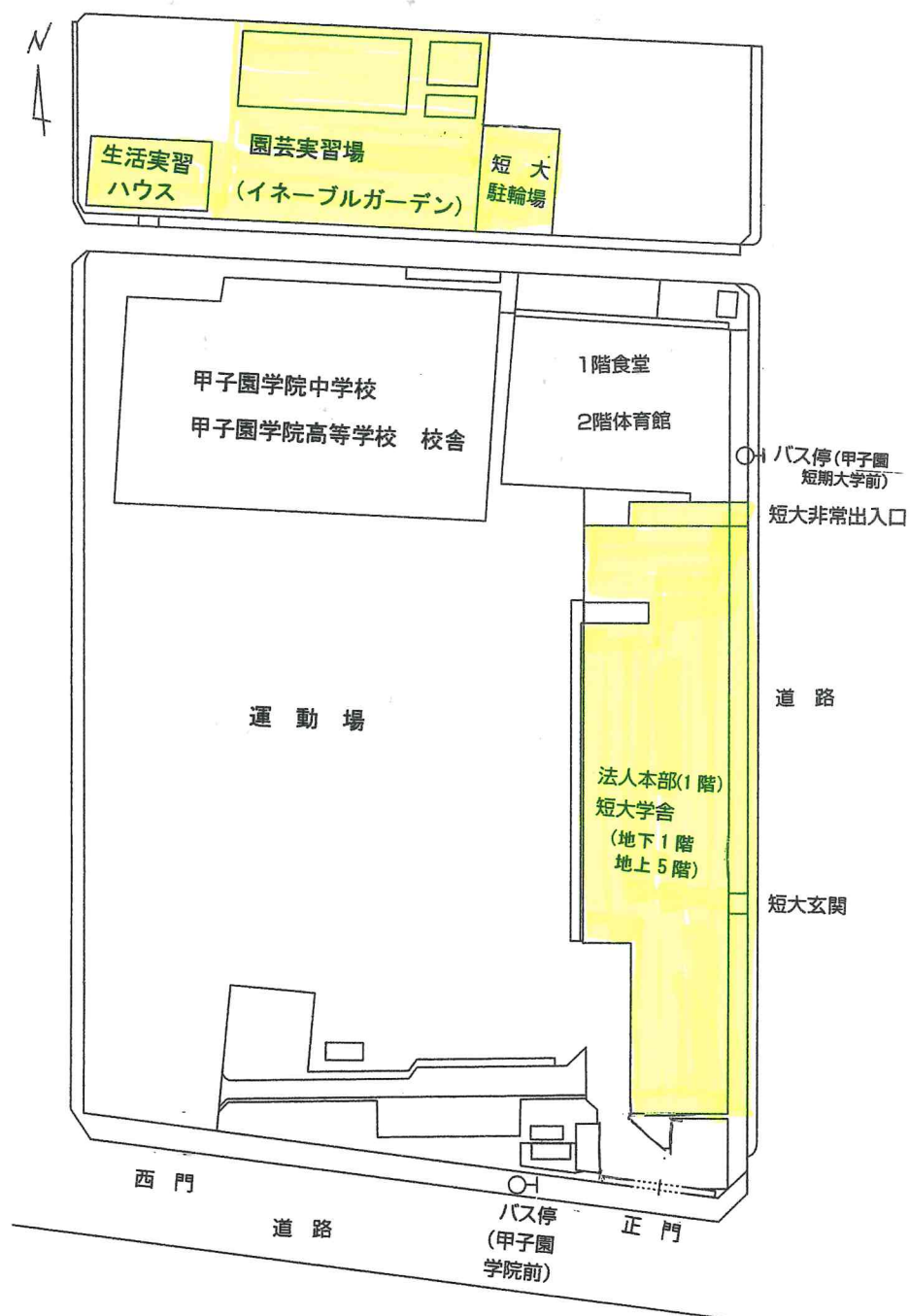
(3) 校舎、運動場等の配置図 (完成年度のもの)

甲子園学院校舎配置図

専用部分 . . .



共用部分 . . .



甲子園短期大学学則

第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 甲子園短期大学（以下「本学」という。）は、学校法人甲子園学院の校訓「黽勉努力、和衷協同、至誠一貫」を建学の精神として、教育基本法及び学校教育法に基づき、広い一般教養と実生活に即する専門知識を授け、健全円満な人格を陶冶し、平和社会の進展に貢献できる女性を養成することを目的とする。

2 前項に基づく学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、別に定める。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の対象となる範囲及び実施体制等については、別に定める。

第1条の3 本学は、教員の授業内容や教育方法の改善・向上を図るために、組織的な研究・研修を行う。

2 前項の実施体制については、別に定める。

(名 称)

第2条 本学は甲子園短期大学と称する。

(所在地)

第3条 本学は兵庫県西宮市瓦林町4番25号に置く。

第2章 組織及び収容定員

(組 織)

第4条 本学に、次の学科を置く。

生活環境学科

幼児教育保育学科

(定 員)

第5条 学生の定員は次のとおりとする。

入学定員	生活環境学科	30 名	収容定員	60 名
	幼児教育保育学科	40 名		80 名

介護福祉士養成課程は、各学年20名までとする。

第3章 修業年限及び在学年数

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第42条に定める長期履修学生の修業年限は、最長4年とする。

(在学年数)

第7条 本学の在学年数は、修業年限の2倍を超えることはできない。

第4章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長が必要と認めた場合には、前項の前期・後期の期間を変更し、授業を行うことができる。

(休業日)

第10条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (2) 学院創立記念日（5 月 1 日）
 - (3) 日曜日及び土曜日
 - (4) 夏期休業 7 月 11 日から 9 月 10 日まで
 - (5) 冬期休業 12 月 21 日から翌年 1 月 10 日まで
 - (6) 春期休業 3 月 11 日から 4 月 10 日まで
- 2 学長が必要と認めた場合には、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことがある。
- 3 学長が必要と認めた場合には、臨時に休業日を設けることができる。

第5章 授業科目・教育課程及び履修方法

(教育課程)

第11条 本学において開講する授業科目、教育課程と単位数は、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおりとする。

- 2 本学における授業科目は、総合教養科目及び専門教育科目とする。
- 3 各種資格及び受験資格並びに各種免許を取得しようとする者は、別に定める規程に従い、所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

第6章 入 学

(入学の時期)

第12条 入学は、毎学年の始めとする。但し、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第13条 本学に入学することのできる者は、女子にして次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として、認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年令に達し、高等学校卒業者と同等以上の学力ありと本学において認めた者

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学志願の手続)

第15条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学の手続)

- 第16条 第 14 条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金その他の学費を納入し、入学の手続きをしなければならない。
- 2 保護者又は親権者が死亡・転居その他の事由により、その資格を失った場合は、直ちに

代人を届け出なければならない。

(入学の許可)

第17条 学長は、入学手続終了者に対し、入学を許可する。

第7章 再入学・転入学・転籍・休学・退学及び除籍

(再入学・転入学)

第18条 本学に再入学又は転入学を希望する者については、欠員がある場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。
- 3 本学を卒業又は退学し、卒業又は退学前の学科と異なる学科に入学を志願するときは、第15条から第16条までを適用する。
- 4 他の短期大学又は大学を卒業又は退学した者、又は大学院を修了又は退学した者が本学に入学を志願するときには第15条から第16条までを適用する。
- 5 学費滞納者の取扱いに関する規程は、別に定める。

(転籍)

第19条 本学に在学する者で他の学科に転籍を願い出る者があるときは、選考のうえこれを許可することがある。

(休学)

第20条 病気その他の事由により、引き続き2ヵ月以上就学できない場合は医師の診断書又はその事由を付して、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は学年を超えてはならない。但し、特別の事情がある場合は引き続き1年以内に限り期間を延長することができる。
- 3 休学期間は第6条及び第7条に定める在学期間に通算しない。
- 4 休学期間中にその事由が消滅し復学しようとするものは、復学願を提出し、許可をうけなければならない。

(退学)

第21条 退学しようとする時は、保護者又は親権者はその事由を具し、署名捺印のうえ願出なければならない。

(除籍)

第22条 次の各号の1に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 病気・成績不良その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 所定の在学期間を超えた者
- (4) 所定の休学期間を超えて、なお復学できない者
- (5) 所定の期限内に学費を納入しない者

第8章 履修方法・課程修了の認定及び卒業

(履修単位の計算法及び付与)

第23条 授業科目を履修した者には認定のうえ所定の単位を与える。

- 2 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、各授業科目の単位数は次の基準により計算する。
 - (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験・実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については30時間又は40時間をもって1単位とする。
 - (4) 講義と実習等二つ以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせ

に応じ、前各号の基準により算定した合計時間数をもって1単位とする。

(5) 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(課程修了の認定)

第24条 単位修得の認定の方法は試験及びその他の審査により、これを行う。

2 前項の試験及びその他の審査の方法については、別に定める。

3 出席時間数が総授業時間数の3分の2(介護実習にあつては5分の4)に満たない者には当該科目の履修の認定をしない。

4 学習の評価は、S、A、B、C及びDの五段階をもって示し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(卒業の要件)

第25条 学生は2年以上在学し、総合教養科目及び専門教育科目について、次の通り単位を修得しなければならない。

区 分	総合教養科目	専門教育科目	合 計
生活環境学科	12 単位以上	54 単位以上	66 単位以上
幼児教育保育学科		54 単位以上	66 単位以上

(教育職員免許状)

第26条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条のほか教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目の単位を修得しなければならない。

2 本学の幼児教育保育学科において取得できる教育職員免許状は幼稚園教諭二種免許状とする。

(保育士、介護福祉士資格)

第27条 保育士の資格を得ようとする者は、幼児教育保育学科に在籍し、第25条に定めるところによるほか児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の授業教科目及び単位数ならびに履修方法(平成13年厚生労働省告示第198号)に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。その細則は別に定める。

2 介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、生活環境学科に在籍し、第25条に定めるところによるほか社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第1項第3号に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。その細則は別に定める。

(追試験)

第28条 事故等やむをえない事由により受験できなかった者は、追試験を受けることができる。

(他の短大等における履修単位の認定)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学及び高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長は、教授会の意見を聴いて30単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

(入学前の他の短大等における履修単位の認定)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし単位を与えることができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第18条に規定する再入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(卒業)

第31条 学長は第25条に規定する要件を満たした者について、教授会の意見を聴いて卒業を

認定し、卒業証書・学位記を授与する。

2 卒業証書には、短期大学士の学位を得たことを証する。

(資格)

第32条 本学において取得できる資格は、別に定める。

第9章 学 費

(学 費)

第33条 本学の学費は次のとおりとする。

入学検定料 30,000 円

入学金 300,000 円

授業料年額 642,000 円

教育充実費年額 369,000 円

実験実習費年額 55,000 円

学費は、所定の期日までに納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 42 条の 4 に定める長期履修学生については、年額で定められている学費につき、第 6 条第 1 項に定める修業年限 2 年を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額とする。

3 前各項に定める学費の外、免許・資格取得に必要な臨地実習費は別途徴収する。

4 やむを得ない事由により授業料、教育充実費及び実験実習費（以下まとめて「授業料等」という。）の納入が困難な者に対しては、甲子園短期大学学費規程（以下「学費規程」という。）により授業料等の納入を所定の期間留保することがある。

5 学費の取扱いについては、学費規程によるものとする。

(学費の特例)

第34条 休学中の授業料等は免除する。但し、休学者は、休学中は休学在籍料を納入しなければならない。休学在籍料は別に定める。

2 退学又は転学しようとする者は、その期の授業料等を納入するものとする。

(学費の返還)

第35条 既に納入した学費及びその他の納入金は、学費規程による返還を除き、返還しない。

第10章 職 員 組 織

(職員組織)

第36条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 前項に定める職員のほか、副学長、学長補佐、学科長を置くことができる。

3 学務部、学生部、入試部にそれぞれ部長を、教育研究センターにセンター長を置く。

4 専任教員数は、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 に準拠するものとする。

第11章 教 授 会

(教授会)

第37条 本学に教授会を置く。

(組織)

第38条 教授会は本学の学長及び教授を以て組織し、学長又は教授会が必要と認めた場合は、その他の専任教員を加えることができる。

(招集)

第39条 教授会は学長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の 3 分の 2 以上の要求があったとき、学長がこれを招集し、議長となる。但し学長に事故あるときは先任教授が代行する。

(役割)

第40条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述

べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。
 - 3 教授会に関する規程は、別に定める。

第12章 図 書 館

(図書館)

第41条 本学に附属図書館を置く。

- 2 図書館に、館長を置く。
- 3 図書館に関する規程は別に定める。

第13章 聴講生及び科目等履修生

(聴講生・科目等履修生等)

- 第42条 本学学科課程のうち1科目又は数科目聴講を希望する者があるときは、学生の学修を妨げない場合にかぎり、短期大学卒業者又は高等学校卒業者と同等以上の学力ありと認めた者を選考のうえ、学長は教授会の意見を聴いて聴講生又は科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生が受講した授業科目について試験を受け、これに合格した場合は所定の単位を与える。
 - 3 聴講生及び科目等履修生に関する規程は別に定める。
 - 4 第6条に定める修業年限を超えて授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者は、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。また、在学生の場合は、理由及び履修状況などから選考の上、長期履修学生となることを許可する。
 - 5 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

第14章 公 開 講 座

(公開講座)

- 第43条 地域社会の発展に寄与し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
- 2 公開講座は、学長がこれを主宰する。

第15章 賞 罰

(表 彰)

- 第44条 学業の成績優秀にして品行方正なる者、又は他の学生の模範となる者があるときは教授会の意見を聴いて、学長が表彰することがある。
- 2 学業成績優秀にして、学費支弁が困難な者に学業を奨励する意味において、教授会の意見を聴いて、学長が特待生として学費を免除することがある。

(懲 戒)

- 第45条 本学の規則方針に違反し、その他本学の学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 学生の懲戒手続に関する規程は、別に定める。

(退学処分)

第46条 前条の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みのない者

- (2) 正当な理由がなく出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第 16 章 学生寮

(学生寮)

第 47 条 本学に学生寮を設ける。

2 その規則は別に定める。

附 則

本則は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

- 1 平成 20 年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 第 26 条第 2 項の規定は、平成 23 年度入学生から適用する。但し、平成 21 年度及び 22 年度入学生（平成 22 年度及び 23 年度卒業生）に限り、同条に定められた授業科目を履修し、その単位を修得することにより、なお従前の例による。

附 則

本則は平成 21 年 8 月 1 日より施行し、平成 22 年度入学生の入学手続きから適用する。

附 則

本則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本則は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。但し、平成 22 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

本則は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

- 1 平成 24 年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本則は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

- 1 平成 25 年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本則は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

- 1 平成 26 年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本則は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

- 1 平成 27 年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本則は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

- 1 平成 28 年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本則は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

- 1 平成 29 年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本則は平成 30 年 11 月 22 日より施行する。

附 則

本則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

但し、平成 30 年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1

科目	授業科目	単位		授業形態
		必修	選択	
総合教養科目	特別演習	4		演習
	人権教育の研究	1		講義
	日本国憲法		2	講義
	キャリアデザイン		2	講義
	キャリアデザイン演習		1	演習
	社会と防災		1	演習
	生命倫理		2	講義
	臨床心理		2	講義
	健康とスポーツ科学		1	講義
	健康とスポーツ科学実践		1	実技
	自己と他者理解の心理学		2	講義
	生活と造形表現		1	演習
	映像とデジタル表現		1	演習
	英語Ⅰ		1	演習
	英語Ⅱ		1	演習
	グローバルスタディⅠ		2	演習
	情報処理論		2	講義
	IT技術Ⅰ		2	演習
	IT技術Ⅱ		2	演習
	園芸学		2	講義
	園芸福祉概論		2	講義

別表 2

科目	授業科目	単位		授業形態
		必修	選択	
生活環境学科専門教育科目	生活環境概論	2		講義
	キャリアキャッチ演習	2		演習
	地域社会とボランティア論	2		講義
	社会福祉概論	2		講義
	生活文化演習	1		演習
	消費と流通		2	講義
	食の安全		2	講義
	栄養と健康		2	講義
	食品加工		2	演習
	調理の科学		2	講義
	クッキングⅠ		2	実習
	クッキングⅡ		2	実習
	フードコーディネート論Ⅰ		2	講義
	フードコーディネート論Ⅱ		2	講義
	暮らしの行事と文化		2	講義
	ビジネス実務総論		2	講義
	ビジネス実務		2	演習
	福祉制度論		2	講義
	コミュニケーション論		2	講義
	チームマネジメント		2	講義
	医療管理学概論		2	講義
	薬の知識		2	講義
	医療事務総論		2	講義
	医療保険請求事務演習・調剤保険請求事務演習		2	演習
	レセプトコンピューター技術演習		2	演習
	人体の構造と機能		2	講義
	こころとからだのしくみⅠ		2	講義
	こころとからだのしくみⅡ		2	講義
	こころとからだのしくみⅢ		2	講義
	発達と老化Ⅰ		2	講義
	発達と老化Ⅱ		2	講義
	認知症の理解Ⅰ		2	講義
	認知症の理解Ⅱ		2	講義
	障害の理解Ⅰ		2	講義
	障害の理解Ⅱ		2	講義
	介護概論		2	講義
	介護の基本Ⅰ		2	講義
	介護の基本Ⅱ		2	講義
	介護の基本Ⅲ		2	講義
	介護の基本Ⅳ		4	講義
生活環境学科専門教育科目	コミュニケーション技術Ⅰ		2	演習
	コミュニケーション技術Ⅱ		2	演習
	生活環境支援技術Ⅰ		1	演習
	生活環境支援技術Ⅱ		1	演習
	生活支援技術Ⅰ		2	演習
	生活支援技術Ⅱ		2	演習
	生活支援技術Ⅲ		1	演習
	生活支援技術Ⅳ		1	演習
	生活支援技術Ⅴ		2	講義
	介護過程Ⅰ		2	演習
	介護過程Ⅱ		4	演習
	介護過程Ⅲ		2	演習
	介護過程Ⅳ		2	演習
	介護実習		10	実習
	介護総合演習Ⅰ		1	演習
	介護総合演習Ⅱ		1	演習
	介護総合演習Ⅲ		1	演習
	介護総合演習Ⅳ		1	演習
	医療的ケアⅠ		4	講義
	医療的ケアⅡ		2	演習
	IT技術応用Ⅰ		2	演習
	IT技術応用Ⅱ		2	演習
	課題解決演習		2	演習
	発表技法論		2	演習
	園芸福祉演習		2	演習
	ガーデニングⅠ		1	演習
	ガーデニングⅡ		1	演習
	園芸デザイン		1	実習
	テーブルコーディネート		2	演習
	グローバルスタディⅡ		2	演習
	グローバルスタディⅢ		2	演習
	日本語基礎演習Ⅰ		2	演習
	日本語基礎演習Ⅱ		2	演習
	アロマコーディネート		2	演習
	インターンシップ		4	実習
	卒業研究		2	演習

別表 3

科目	授業科目	単位		授業形態
		必修	選択	
幼児教育保育学科専門教育科目	保育者論	2		講義
	教育原理	2		講義
	保育原理	2		講義
	社会福祉	2		講義
	幼児音楽基礎Ⅰ	1		演習
	幼児音楽基礎Ⅱ		1	演習
	ピアノ基礎		1	演習
	幼児教育基礎演習		1	演習
	子ども家庭福祉		2	講義
	社会的養護Ⅰ		2	講義
	社会的養護Ⅱ		1	演習
	保育の心理学Ⅰ		2	講義
	保育の心理学Ⅱ		1	演習
	子ども家庭支援の心理学		2	講義
	子どもの保健		2	講義
	子どもの健康と安全		1	演習
	子どもの食と栄養		2	演習
	子ども家庭支援論		2	講義
	保育カリキュラム論		2	講義
	保育内容総論		1	演習
	保育内容健康		1	演習
	保育内容人間関係		1	演習
	保育内容環境		1	演習
	保育内容言葉		1	演習
	保育内容表現		1	演習
	乳児保育Ⅰ		2	講義
	乳児保育Ⅱ		1	演習
	特別支援教育・保育概論		2	演習
	保育相談支援		1	演習
	子どもと遊び		1	演習
	子どもと環境		1	演習
	子どもと音楽表現		1	演習
	子どもと造形表現		1	演習
	子どもと言葉		1	演習
	保育総合表現		2	演習
幼児教育保育学科専門教育科目	リトミック		1	演習
	リトミック応用		1	演習
	教育方法と技術		2	演習
	教育実習		4	実習
	教育実習指導		1	演習
	保育実習Ⅰ		4	実習
	保育実習指導Ⅰ		2	演習
	保育実習Ⅱ		2	実習
	保育実習Ⅲ		2	実習
	保育実習指導Ⅱ		1	演習
	保育実習指導Ⅲ		1	演習
	教職実践演習		2	演習
	子どもと絵本Ⅰ		2	講義
	子どもと絵本Ⅱ		2	講義
	生活文化演習		1	演習
	IT技術応用Ⅰ		2	演習
	IT技術応用Ⅱ		2	演習
	課題解決演習		2	演習
	発表技法論		2	演習
	園芸福祉演習		2	演習
	ガーデニングⅠ		1	実習
	ガーデニングⅡ		1	実習
	園芸デザイン		1	実習
	テーブルコーディネート		2	演習
	グローバルスタディⅡ		2	演習
	グローバルスタディⅢ		2	演習
	日本語基礎演習Ⅰ		2	演習
	日本語基礎演習Ⅱ		2	演習
	アロマコーディネート		2	演習
	インターンシップ		4	実習
	卒業研究		2	演習

甲子園短期大学の学則の変更について

1 変更の事由について

現在、2学科を擁する甲子園短期大学の定員充足率については、幼児教育保育学科がほぼ3割、生活環境学科に至っては2割を切る状況であり、今般、収容定員の変更を行うことにより、充足率の向上を目指します。

2 変更点について

収容定員について、生活環境学科及び幼児教育保育学科のいずれの学科においても現在160名のところを、生活環境学科60名、幼児教育保育学科80名とします。これに伴い、入学定員は生活環境学科30名、幼児教育保育学科40名となります。

また、介護福祉士養成課程は、各学年40名までとしていたところを、同20名までと変更します。

3 変更の時期について

令和4年4月1日施行とします。令和4年度入学者の入学手続から適用することとなります。

甲子園短期大学学則の一部改正 新旧対照表

(変更箇所: 下線部)

新学則(令和4年度)

第5条 学生の定員は次のとおりとする。

入学定員	生活環境学科	30名	収容定員	60名
	幼児教育保育学科	40名		80名

介護福祉士養成課程は、各学年 20名までとする。

附則

本則は令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

旧学則(令和3年度)

第5条 学生の定員は次のとおりとする。

入学定員	生活環境学科	80名	収容定員	160名
	幼児教育保育学科	80名		160名

介護福祉士養成課程は、各学年 40名までとする。

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1 学則変更(収容定員変更)の内容

甲子園短期大学(以下「本学」という。)は、生活環境学科及び幼児教育保育学科の2学科を擁する短期大学であり、令和4年度入学生より、入学定員及び収容定員の変更を図り、生活環境学科の入学定員を 80 人から 30 人に、収容定員を 160 人から 60 人に、また幼児教育保育学科の入学定員を 80 人から 40 人に、収容定員を 160 人から 80 人にそれぞれ変更することにより、本学の入学定員総数を 70 人に、全学科収容定員を 140 人に変更する。

なお、今回の変更により、介護福祉士養成課程は、各学年 40 人までとしていたところを各学年 20 人までに変更する。

新	旧
生活環境学科 入学定員 <u>30</u> 人 収容定員 <u>60</u> 人	生活環境学科 入学定員 <u>80</u> 人 収容定員 <u>160</u> 人
幼児教育保育学科 入学定員 <u>40</u> 人 収容定員 <u>80</u> 人	幼児教育保育学科 入学定員 <u>80</u> 人 収容定員 <u>160</u> 人
全学科 入学定員 <u>70</u> 人 収容定員 <u>140</u> 人	全学科 入学定員 <u>160</u> 人 収容定員 <u>320</u> 人

収容定員経過措置

定員		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活環境学科 入学定員	I 回生	80 人	30 人	30 人
	II 回生	80 人	80 人	30 人
幼児教育保育学科 入学定員	I 回生	80 人	40 人	40 人
	II 回生	80 人	80 人	40 人
収容定員		320 人	230 人	140 人

2 学則変更(収容定員変更)の必要性

本学を構成する生活環境学科及び幼児教育保育学科の2学科では、各学科とも入学定員を80名(全学科収容定員320名)として学生を募集しているが、近年は、入学定員を充足するに至っておらず、収容定員を大きく割る状況が続いている。なお、平成29年度(H29)以降の入学生の状況は下表のとおりとなっている。

学科	区分	H29	H30	H31 (R元)	R2	R3
生活環境学科	入学定員	80人	80人	80人	80人	80人
	入学者数	21人	15人	23人	21人	10人
	充足率	26.3%	18.8%	28.8%	26.3%	12.5%
幼児教育保育学科	入学定員	80人	80人	80人	80人	80人
	入学者数	33人	23人	26人	21人	31人
	充足率	41.3%	28.8%	32.5%	26.3%	38.8%
計	入学定員	160人	160人	160人	160人	160人
	入学者数	54人	38人	49人	42人	41人
	充足率	33.8%	23.8%	30.6%	26.3%	25.6%

3 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

(1) 教育課程の変更内容

学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程については、文部科学省短期大学設置基準に基づく現状の学科構成の枠組みの変更は行わない。したがって、講義、演習等の1クラス当たりの受講者数の変更により、学生と教員の教育機会を高めることができる。学科の教育課程は、学科の人材養成及び教育研究上の目的に添って幅広い教養と専門的知識と技能を培うためのカリキュラムを編成する。

(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

学則変更(収容定員変更)に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わないが、ICT教育環境を整備し、学生に対する教育と指導を一人ひとりに応じて展開することをより可能にする。

(3) 教員組織の変更内容

学則変更(収容定員変更)に伴う短期大学設置基準を満たす教員組織とする。また、教務システムの導入等により、学生への指導や支援等の対応を、さらにきめ細やかにする。

(4) 大学全体の施設・設備の変更内容

学則変更(収容定員変更)に伴い、大学全体の施設・設備の変更は行わない。ただし、ICT教育及びアクティブラーニングに対応させて教育環境を整備・充実する。したがって、情報機器、ピアノレッスン、ラーニング・コモンズ等の設備をより活用化し、施設もより有効に活用できるところとする。

学生の確保の見通し等を記載した書類

【甲子園短期大学】

1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

(1) 学生確保の見通し【表1】【表2】【表3】

甲子園短期大学(以下「本学」という。)は、生活環境学科及び幼児教育保育学科の2学科からなる短期大学である。今般、入学定員の適正化を図るため、両学科の収容定員を変更することとし、生活環境学科の入学定員を80人から30人に、収容定員を160人から60人にし、また幼児教育保育学科の入学定員を80人から40人に、収容定員を160人から80人にそれぞれ変更することにより、本学の入学定員総数を70人に、収容定員総数を140人に変更する。

なお、今回の変更により、介護福祉士養成課程は、各学年40人までとしていたところを各学年20人までに変更する。

	(変更前)		(変更後)
生活環境学科	入学定員 80 人	→	30 人(△50 人)
	収容定員 160 人	→	60 人(△100 人)

	(変更前)		(変更後)
幼児教育保育学科	入学定員 80 人	→	40 人(△40 人)
	収容定員 160 人	→	80 人(△80 人)

少子化による18歳人口の減少、高校生の進路選択における4年制大学志向及び資格取得の教育に特化した専門学校の伸長となり、その結果として短期大学志願者数の減少となっている。過去5年間ににおける本学生活環境学科の平均入学者数の充足率は22.5%、幼児教育保育学科の平均入学者数の充足率は33.5%となっており、この結果、全学の平均入学者数の入学定員に対する過去5年間の平均充足率は28.0%にとどまっている。

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

① 学生募集活動の強化

広報誌、Web 広報媒体への掲載をはじめ、オープンキャンパス、重点校を絞った高校訪問、模擬授業やガイダンスへの参加を主に、令和3年5月に新しく立ち上げたホームページを活用する。高校生の情報入手は、印刷物よりもインターネット上のサイトや検索によるもの、また視聴が多いため、ホームページのリニューアルを機に本学 SNS (Instagram、Twitter、Facebook、YouTube) を効果的に利用した入試広報や Web 出願への誘導について、検討を進め、対応している。高校生の興味・関心を引き、印象に残るような本学紹介の動画を作成し、ホームページ上に掲載するとともに、新着情報の更新を即時的に行い、授業や学生の様子をタイムリーに伝えることで教育の見える化を図るなど、資料請求や出願につながるアピールを展開する。また、令和3年度は、令和2年度からのコロナ禍を踏まえ、Web オープンキャンパスや相談会を導入、スタッフ学生を育成するとともに、学生の意見を取り入れながら学生が主体的に活動している場面を参加者(生徒・保護者)にアピールすることで、参加高校生の志願・入学につながるように工夫した。

令和3年オープンキャンパススケジュールは、5月29日（土）、7月31日（土）、8月1日（日）、9月18日（土）、翌年3月26日（土）の5回であるが、コロナ禍により現在まで対面での実施は、7月31日及び8月1日の2日間だけであり、他はWeb相談会に切り換えて実施した。また、学校見学及び相談は、随時の受付により対応し、資料請求のあった生徒を本学受験へと結び付ける手掛かりとした。

高校訪問では、本学教育の特徴や強み、入試特典をアピールすると共に、学生の情報、イベント、各学科の新しい取り組みや取得資格の情報、学生寮情報を伝えている。特に、訪問校出身の学生の様子を伝えることで、高校からの信頼と本学への期待を得られるように努めている。

② 指定校との連携強化

本学の入試選抜における特典を整理統一し、指定校推薦入試のみ入学検定料を免除することとした。指定校の中でも過去5年以内に2名以上の入学実績がある高校を重点校とし、担当教職員を決めて、定期訪問以外にも適宜訪問を行うことで、各高校の進路担当教員と緊密に情報交換しながら受験生確保に努めている。

③ 高大連携の推進

甲子園学院高校各学年との連携講座については、一層の内容充実を図る。また、県立伊丹西高校、県立尼崎高校、大阪府立茨田高校への出前授業を継続実施し、連携を強化するとともに、新たに連携協定校となった県立西宮甲山高校を始めとして、他高校への連携協定の拡大を図り、連携協定校選抜を検討するなどして入学者増を目指す。特に、連携協定を締結し、相互交流活動を実施することによる本学への生徒の関心を高める交流を、現在の2校から増加を図る。

④ 認定絵本土養成講座の開設実施及び絵本コンクールの実施継続

国立青少年教育振興機構教育事業部より、本学における認定絵本土養成講座開設が認可され、令和2年度入学生から「認定絵本土」の称号が得られることとなった。これに伴い、令和2年度に高校生を対象とした「絵本コンクール in 甲子園短大」を初めて開催し、今後も実施する。また、従来からの「高校生エッセーコンクール」も継続し、ホームページ上で審査結果を発表し、本学の認知度と活動への関心度の向上を図る。

⑤ 離職者等再就職訓練事業への参画継続

平成28年度から参画した離職者等再就職訓練事業は、兵庫県立神戸高等技術専門学院の委託を受け入れている。令和3年度入学者受入れについては、新型コロナウイルス禍により人数調整が行われ減員となったが、引き続き同事業に継続参加するとともに、早期に従来の受入人数となることが期待される。

⑥ 学生寮の部屋代無料化

令和3年度入寮生より、学生寮の部屋代を無料とし、定額の管理費、光熱水費の他、食費、雑費は実費とする料金体系の変更を行った。また、遠隔地の入寮生に対して10万円を給付する支援制度を令和3年度より創設した。学生寮の「部屋代無料」及び遠隔地支援制度を令和4年度以降も継続・アピールすることにより、遠隔地からの学生募集につなげる。

⑦ Web出願の実施と広報の充実強化

令和3年度入試からWeb出願を導入した。また、短大SNSとして、Instagram、Twitter、Facebookを用いて本学のPRを行っているが、フォロワーがまだ少ない。適時的確にホームページ・SNSを更新することにより、内容の充実と積極的活用にも努め、入試広報として、スマートフォン上での学生募集に繋げるシステムの導入を行っている。

⑧ 教務システムの導入によって学習成果の見える化を図るとともに、「履修カルテ」「学習ポートフォリオ」の作成により、入学から就職まで一元化して個別支援等を行う体制を強化する。

- ⑨ 「高校生エッセーコンクール」「絵本コンクール in 甲子園短大」を通して高校生への啓発活動を行い、さらには本学のイネーブルガーデンを利用したボランティア活動及びSDG s 活動参画のためゼミ単位・クラブ単位の活動により社会貢献を果たす。
- ⑩ インターンシップ並びに企業等との連携活動の拡大を図り、学生の社会的経験の機会拡大を図る。

2 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

本学は、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している校訓三綱領「勤勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」を建学の精神に据え、社会貢献を志し、次代を担う女性に幅広い一般教養と専門的知識・技能を授け、健全円満な人格の陶冶を図るとともに、専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材の養成を教育理念としている。

建学の精神についての理解を深め、ICT 教育環境を整備し、地域社会に貢献できる有為な人材を輩出することで、これからの社会の多様なニーズに応える短期大学として、その使命を果たす。

(2) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠【表4】

① 生活環境学科

生活環境学科は、「環境・健康・福祉」の三つのテーマを核にして、自らの生活力を高め、自己理解力、人を思いやる心を育成して人間性を培い、生活場面及び地域や社会において活躍できる専門的な知識、技能と実践力を備えた人材を養成する。このため、介護福祉士養成課程も設けている。

就職の状況は、令和2年度は、一般企業等への就職内定率 85.7%(進路決定率 88.9%)、福祉施設への就職内定率 100.0%となっており、例年、高い値を維持している。今後も社会的・地域的な需要は強く、特に介護福祉士への社会的要請は高まるばかりである。

② 幼児教育保育学科

幼児教育保育学科は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格(国家資格)を取得するための幼児教育や保育のための知識・技術に加えて、家庭や地域との関わりや連携など多様なニーズに柔軟に対応できる社会人を養うことを目指す。

就職の状況は、令和2年度は、就職内定率 100.0%となっており、今後も社会的・地域的な需要はかなり高く、社会の期待にも応えられると考えている。

※ なお、令和3年(2021年)11月10日、岸田内閣総理大臣記者会見において、「民間における賃上げに先んじて、看護、介護、保育、幼稚園などの現場で働いている方々の給与を増やしてまいります。」と明言されたことから、本学の教育の専門性を有する人材需要は、これからの社会にあっても高まると思われる。

【表 1】入学状況（平成 29 年度～令和 3 年度及び平均）

学科	区分	H29	H30	H31 (R 元)	R2	R3	平均値
生活環境学科	入学定員	80	80	80	80	80	80
	志願者数	23	15	25	21	11	21.2
	合格者数	22	15	25	21	11	18.8
	入学者数	21	15	23	21	10	18.0
	充足率	26.3%	18.8%	28.8%	26.3%	12.5%	22.5%
幼児教育保育学科	入学定員	80	80	80	80	80	80
	志願者数	36	25	27	21	31	28.0
	合格者数	34	24	27	21	31	27.4
	入学者数	33	23	26	21	31	26.8
	充足率	41.3%	28.8%	32.5%	26.3%	38.8%	33.5%
計	入学定員	160	160	160	160	160	160
	志願者数	59	40	52	42	42	47.0
	合格者数	56	39	52	42	42	46.2
	入学者数	54	38	49	42	41	44.8
	充足率	33.8%	23.8%	30.6%	26.3%	25.6%	28.0%

【表 2】 学科系統別の動向(短期大学)

区分	年度	集計 学科 数	入学 定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	志願 倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定 員充足 率 E/A
家政系 (注1)	R2	111	9,845	11,959	11,600	10,545	8,206	1.21	90.91	77.82	83.35
	R3	112	9,735	11,190	10,751	10,171	7,858	1.15	94.61	77.26	80.72
	増 減	1	△110	△769	△849	△374	△348	△0.06	△3.70	△0.56	△2.63
教育系 (注2)	R2	189	21,252	21,674	21,130	19,747	17,308	1.02	93.45	87.65	81.44
	R3	189	20,662	19,966	19,482	18,674	16,318	0.97	95.85	87.38	78.98
	増 減	0	△590	△1,708	△1,648	△1,073	△990	△0.05	2.40	△0.27	△2.46

日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター
「令和 3(2021)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より抜粋

(注1) 家政系の学科名 … 家政(学)科、生活科学(学)科、生活(学)科、生活文化(学)科、ライフデザイン
学科、栄養(学)科ほか

(注2) 教育系の学科名… 幼児教育(・)保育(学)科、幼児教育(総合保育)(学)科、保育(学)科、
幼児保育学科、子ども学科ほか

【表 3】西宮市及び周辺地域の短期大学・短期大学部6 校の学生数(人)

短期大学	所在地	学科	入学定員 (収容定員)	1 回生 在籍数	在籍 者数
甲子園短期大学	西宮市	生活環境学科 幼児教育保育学科	80(160) 80(160)	11 30	78
大手前短期大学	西宮市	歯科衛生学科 <u>ライフデザイン総合学科</u>	70(140) 150(300)	76 152	484
聖和短期大学	西宮市	<u>保育科</u>	150(300)	118	260
武庫川女子大学 短期大学部	西宮市	日本語文化学科 英語キャリア・コミュニケーション学科 <u>幼児教育学科</u> 心理・人間関係学科 健康・スポーツ学科 <u>食生活学科</u> <u>生活造形学科</u>	100(200) 100(200) 150(300) 100(200) 80(160) 80(160) 90(180)	61 40 58 56 40 50 67	995
湊川短期大学	三田市	<u>人間生活学科</u> <u>幼児教育保育学科</u> 専攻科	50(100) 100(200) 20(30)	42 73 5	240
頌栄短期大学	神戸市	<u>保育科</u> 専攻科	125(275) 20(40)	98 8	225
計			1,545(3,105)	985	2,282

各短期大学の情報の公開より抜粋(令和3年 5 月 1 日)

※下線部は本学生活環境学科と、二重下線部は本学幼児教育保育学科と教育内容の競合校

【表 4】就職・進路状況(%)

学 科		就職内定率 進路決定率	H29	H30	H31(R 元)	R2
① 生活環境学科	一般企業等	就職内定率	70.0	90.9	88.9	85.7
		進路決定率	72.7	91.7	90.9	88.9
	福祉施設	就職内定率	100.0	100.0	100.0	100.0
		進路決定率	100.0	100.0	100.0	100.0
② 幼児教育保育学科		就職内定率	100.0	100.0	100.0	100.0
		進路決定率	100.0	100.0	94.4	100.0
全 学 科		就職内定率	92.1	97.9	96.6	97.3
		進路決定率	95.0	95.0	93.8	97.6

就職内定率

就職内定者数÷就職希望者

進路決定率

進路決定者÷卒業者数

【甲子園大学】(基本計画書の「既設大学等の状況」欄で定員超過率が 0.7 未満の学部・学科があるため記載)

甲子園大学の定員確保に向けた取組み

1 令和 3 年度入学定員充足率の状況【表 4】

心理学部は 8 割以上の充足率となっているが、栄養学部の 2 学科は低い充足率となっている。

2 入学定員充足に向けた取組み

(1) 中期的な取組み

令和 2 年 4 月に「甲子園大学中期計画 2020－2024」を定め、大学の魅力向上のために取り組むべき課題と、その方策を定めている。その中で、「6 経営基盤の強化」中「(2) 学部・学科の適正化」において

「社会が甲子園大学に求めているものに答え、持続的発展を目指し、時代と状況の変化に対応するために、学部学科の内容構成・定員を見直す。

- ・栄養学部フードデザイン学科の抜本的な改組・改編
- ・全学的な定員の適正な配置を検討する」としている。

(2) フードデザイン学科の改組

上記(1)の中期計画に沿って、フードデザイン学科については、令和 5 年度に学生募集を停止し、新学科に改組する方針の下、令和 3 年 6 月に文部科学省に事前相談資料を提出し、同年 8 月に届出による変更で可との回答を得たところであり、令和 4 年 4 月に関係書類を届け出るよう準備を進めている。

(3) 学生の確保に向けた取組み

学生の確保については、(1)の中期計画で、「少子化の進展、グローバル化、生涯学習時代の到来に合わせ、学生募集が経営の課題に直結することを重視し、甲子園大学のポジショニングや競争関係（特性）を分析し、学生の安定確保に取り組む。」としており、これに従って学生確保に取り組んでいる。

フードデザイン学科の改組を甲子園学院高校や甲子園短期大学にも丁寧に説明し、甲子園学院高校や甲子園短期大学から新学科に多く進学してもらう仕組みを検討している。

(4) 令和 3 年度の入学者減少の分析【表 5】

入学志願者の令和 2 年度と 3 年度の状況は下記のとおりであり、これは令和 3 年度入学生を対象として、令和 2 年度に実施したオープンキャンパスの参加高校生が各学部学科で、コロナ禍の影響で前年度を下回っており、来学して直接高校生に本学の魅力を十分に伝えられなかったことや、各種ガイダンスや高校訪問が一定期間全くできなかったことが志願者減につながったものと考えられる。

(5) 令和 4 年度入学者確保に向けた取組み

令和 3 年度志願者は 175 人とどまったが、令和 2 年度志願者は 285 人であり、これを上回ることを目標に、令和 4 年度入試に向けて、高校生に甲子園大学の魅力を伝えるため、全教職員で分担して京阪神の高校を中心に訪問しているほか、高校からの要望を受けて、教員による出前授業も昨年より実施校を増やしている。オープンキャンパス参加者は、大学のホームページを見て応募する高校生が多いので、甲子園大学の良さ、アピールポイントをもっと伝えられるよう、ホームページ

及び大学概要などの広報資料を刷新した。

(6) 広報の刷新

これまで甲子園大学では宝塚市に立地している利点を十分にPRしてこなかったが、ホームページの刷新を機に、宝塚市の洗練された雰囲気やキャンパスからの景観、大阪・神戸といった都心からのアクセスの良さなど、立地上の利点を積極的に広報していく。

また、地域の住民に甲子園大学の教育・研究活動の状況を知ってもらうため、公開講座の開設や、地域のシニアカレッジへの講師派遣などの活動を積極的に実施している。

(7) 取組みの効果【表6】

広報や積極的な高校訪問により、令和3年度実施のオープンキャンパスの参加者は令和2年度実施を上回っており、今後予定されている入試では、受験生が増え、入学者の増加につながることを想定している。

【表4】令和3年度入学定員充足率の状況（甲子園大学）

学部学科	令和3年度		
	入学定員(人)	入学者(人)	充足率(%)
栄養学部			
栄養学科	120	24	20.0
フードデザイン学科	80	9	11.3
栄養学部 計	200	33	16.5
心理学部 計	60	53	88.3
合 計	260	86	33.1

【表5】入学志願者の状況（甲子園大学）

学部学科	令和2年度入試	令和3年度入試
栄養学部		
栄養学科	96	58
フードデザイン学科	19	19
栄養学部 計	115	77
心理学部 計	170	98
合 計	285	175

【表6】オープンキャンパス参加者（甲子園大学）

学部学科	令和2年度実施			令和3年度実施		
	生徒	同伴者	計	生徒	同伴者	計
栄養学部						
栄養学科	86	63	149	129	86	215
フードデザイン学科	19	12	31	32	16	48
栄養学部 計	105	75	180	161	102	263
心理学部 計	102	64	166	135	71	206
合 計	207	139	346	296	173	469

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ハヤサカ サブロー 早坂 三郎 ＜令和4年4月＞		修士 (教育学)		甲子園短期大学 学長 (平成29.4～令和4.3)

(注)高等専門学校にあっては校長について記入すること。